

## 平成24年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）＜専修学校関係＞に係る計画調書の提出要領

## 1 補助対象設備

社会や産業界の変化，急激な技術革新等に伴い必要とされる人材の養成に貢献する専修学校専門課程の情報処理教育に必要な機械，器具その他設備で，次の要件を備えているもの。

- (1) 専修学校教育の水準の向上に寄与することが期待される質の高い設備であること。
- (2) 当該設備の使用が教育課程上明確に位置付けられ，その使用により得られる教育上の効果が著しいものであること。
- (3) 平成24年度事業として整備が行われるとともに，文部科学省からの補助金内定日以降，当該会計年度内に契約締結のうえ，納入が完了され，かつ代金が支出されるものであること。
- (4) 1個又は1組の価格が500万円以上のもので，機械・器具を取りまとめて1組とした場合は，それらが機能的に密接な関係を持ち，設備としての一体性があるものに限ること。（設備の導入に伴う机・椅子等は原則として補助対象外であること。）なお，リース契約による借り受けは補助対象外であること。また，中古品の購入等，特殊事情がある場合は事前に文部科学省に協議すること。
- (5) 設備の維持運営及び管理するための体制が整備されていること。
- (6) 設備を使用する学科については，当該年度に学生が在籍していること。（平成25年度開校予定の学校であったり，1年生は在籍していてもカリキュラム上設備を使用する2年生がいない場合等は，補助対象としない。）
- (7) 情報処理関係設備（パソコン）は，定員内実員数程度とする。（例：「定員内実員＋教員用」など各調書等と整合性がとれるようにすること）
- (8) 補助事業により取得した設備には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により，一定の処分制限期間が定められていることに留意すること。  
（別紙「補助事業者等が補助事業により取得し，又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分制限期間（文部科学省告示第53号 平成14年3月25日）参照）

## 2 補助対象外経費

運送費，据付等工事費，調整費，保守料，人件費，消耗品費に係る経費等

## 3 補助率

設備の購入に要する経費の1/2以内

## 4 提出資料

- (1) 平成24年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）＜専修学校関係＞に係る計画調書（様式1-1）
- (2) 教員・生徒数調書（様式1-2）
- (3) 設備等を使用する学科のカリキュラムの概要（様式1-3）
- (4) 見積書（様式1-4），採択理由書（様式自由）
- (5) 定価表，設備のカタログ
- (6) 平成24年度資金収支予算書，平成21年度から平成23年度における資金収支決算書（様式1-5），貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- (7) 設備導入に伴う施設工事の見積書（1社で可）
- (8) 設備の管理運営の組織図（様式自由）
- (9) 設備構成図（様式自由）
- (10) 学校の平面図（様式自由）
- (11) 学則

※A4版で作成し，書類はすべてファイリングし，各資料別にインデックスを付すこと。  
また，表紙には，補助金名，都道府県名，学校法人名，学校名を記入すること。

## 5 提出資料の記入の注意事項

### ■平成24年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）

#### ＜専修学校関係＞に係る計画調書〔様式1-1〕■

- ① 情報処理関係設備名には、簡潔かつ適切な名称を付けること。
- ② 品名・規格・数量には、1種別ごとにその内容を記入すること。また、指定された枠内に記入できない場合は、別紙として作成して差し支えない。
- ③ 金額には1円単位まで記入することとし、補助希望額には千円単位（切り捨て）で記入すること。
- ④ 納期には設備の納入(予定)年月を記入すること。
- ⑤ 同種の設備の有無には、同種の設備（情報処理関係設備）がある場合は、今回整備しようとする理由と既存の設備との関係を明記すること。また、過去に当該補助金の交付を受けた設備の場合及び私立学校施設整備費補助金による情報通信ネットワーク装置の整備を受けた場合であって、当該設備との関連性がある場合は、その旨記入すること。

### ■見積書〔様式1-4〕、採択理由書■

- ① 原則として3社以上の見積書（見積書の写しを提出する場合は、理事長が原本証明をすること）及び採択理由書を提出すること。なお、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。また、見積書作成を依頼する際には、設備の数量だけでなく性能も指定した仕様書を示すこと。
- ② 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きすること。

### ■定価表、設備のカタログ■

- ① 定価や規格など必要な部分のみを抜粋し、できるだけ枚数を少なくするとともに、該当部分にマーカーをするなど見やすいように工夫すること。
- ② カタログに価格が掲載されていれば、それをもって定価表に替えることができる。
- ③ 計画書やカタログに記載されている情報処理関係設備にかかる専門用語や数式等については、その意味を解説した文面を付すこと。

### ■平成24年度資金収支予算書、平成21年度から平成23年度における資金収支決算書(様式1-5)、貸借対照表及び監事監査報告書の写し■

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点での案で作成すること。（決定次第、正式なものを早急に提出すること。）
- ② 様式1-5の件名は、「平成24年度資金収支予算書」、「平成23年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分（平成21年度から平成23年度分）を提出すること。

### ■設備構成図■

複数の機械、器具等を取りまとめて1組のシステムとした場合は、システム全体の相関及び機能について図示すること。

### ■学校の平面図■

申請する設備が、学校のどの部屋（教室等）に整備されるか、平面図等を用い示すこと。また、過去に当該補助金の交付を受けた設備がある場合は、それらが整備された部屋も示し、年度ごとにマーカーで色分けするなど分かりやすいように示すこと。

平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））＜教育装置／専修学校関係＞に係る計画調書の提出要領

## 1 補助対象装置

社会や産業界の変化，急激な技術革新等に伴い必要とされる人材の養成に貢献する専修学校専門課程の教育に必要な機械，器具その他装置で，次の要件を備えているもの。（情報処理関係設備を除く。）

- (1) 専修学校教育の水準の向上に寄与することが期待される質の高い装置であること。
- (2) 当該装置の使用が教育課程上明確に位置付けられ，その使用により得られる教育上の効果が著しいものであること。
- (3) 平成24年度事業として整備が行われるとともに，文部科学省からの補助金内定日以降，当該会計年度内に契約締結のうえ，納入が完了され，かつ代金が支出されるものであること。
- (4) 1個又は1組の価格が2,000万円以上のもので，機械・器具を取りまとめて1組とした場合は，それらが機能的に密接な関係を持ち，装置としての一体性があるものに限ること。なお，リース契約による借り受けは補助対象外であること。また，中古品の購入等，特殊事情がある場合は事前に文部科学省に協議すること。
- (5) 当該装置の設置に当たっては，建物その他の施設に関し，新增改築，改修工事又は電気工事，ガス工事，給排水工事その他の附帯工事を必要とし，建物その他の施設と一体性のあるもの。
- (6) 装置の維持運営及び管理するための体制が整備されていること。
- (7) 補助事業により取得した装置には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により，一定の処分制限期間が定められていることに留意すること。  
(別紙「補助事業者等が補助事業により取得し，又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分制限期間（文部科学省告示第53号 平成14年3月25日）参照）

## 2 補助対象外経費

運送費，据付等工事費，調整費，保守料，人件費，消耗品費に係る経費等

## 3 補助率

装置の購入に要する経費の1／2以内

## 4 提出資料

- (1) 平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））＜教育装置／専修学校関係＞に係る計画調書（様式2-1）
- (2) 教員・生徒数調書（様式1-2）
- (3) 設備等を使用する学科のカリキュラムの概要（様式1-3）
- (4) 見積書（様式1-4），採択理由書（様式自由）
- (5) 定価表，装置のカタログ
- (6) 平成24年度資金収支予算書，平成21年度から平成23年度における資金収支決算書（様式1-5），貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- (7) 装置導入に伴う施設工事の見積書（1社で可）
- (8) 装置の管理運営の組織図（様式自由）
- (9) 教育装置の概要（様式2-2）
- (10) 装置構成図（様式自由）
- (11) 学校の平面図（様式自由）
- (12) 学則

※A4版で作成し，書類はすべてファイリングし，各資料別にインデックスを付すこと。  
また，表紙には，補助金名，都道府県名，学校法人名，学校名を記入すること。

## 5 提出資料の記入の注意事項

### ■平成24年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)) <教育装置/専修学校関係>に係る計画調書 [様式2-1] ■

- ① 教育装置名には、簡潔かつ適切な名称を付けること。
- ② 品名・規格・数量には、1種別ごとにその内容を記入すること。また、指定された枠内に記入できない場合は、別紙として作成して差し支えない。
- ③ 金額には1円単位まで記入することとし、補助希望額には千円単位(切り捨て)で記入すること。
- ④ 納期には装置の納入(予定)年月を記入すること。
- ⑤ 同種の装置の有無には、同種の装置がある場合は、今回整備しようとする理由と既存の装置との関係を明記すること。また、過去に当該補助金の交付を受けた装置の場合はその旨記入すること。

### ■見積書 [様式1-4], 採択理由書■

- ① 原則として3社以上の見積書(見積書の写しを提出する場合は、理事長が原本証明をすること)及び採択理由書を提出すること。なお、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。また、見積書作成を依頼する際には、装置の数量だけでなく性能も指定した仕様書を示すこと。
- ② 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きすること。

### ■定価表、装置のカタログ■

- ① 定価や規格など必要な部分のみを抜粋し、できるだけ枚数を少なくするとともに、該当部分にマーカーをするなど見やすいように工夫すること。
- ② カタログに価格が掲載されていれば、それをもって定価表に替えることができる。
- ③ 計画書やカタログに記載されている教育装置にかかる専門用語や数式等については、その意味を解説した文面を付すこと。

### ■教育装置の概要 [様式2-2] ■

装置の概要を分かりやすい表現で簡潔に記入すること。また、装置全体の概要について、設置した建物その他施設との一体性が分かるよう、立体図(平面図では不可)を必ず記入すること。(指定された枠内に記入できない場合は、別紙として作成して差し支えない。)

### ■平成24年度資金収支予算書、平成21年度から平成23年度における資金収支決算書(様式1-5)、貸借対照表及び監事監査報告書の写し■

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点での案で作成すること。(決定次第、正式なものを早急に提出すること。)
- ② 様式1-5の件名は、「平成24年度資金収支予算書」、「平成23年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分(平成21年度から平成23年度分)を提出すること。

### ■装置構成図■

複数の機械、器具等を取りまとめて1組のシステムとした場合は、システム全体の相関及び機能について図示すること。

### ■学校の平面図■

申請する装置が、学校のどの部屋(教室等)に整備されるか、平面図等を用い示すこと。また、過去に当該補助金の交付を受けた装置がある場合は、それらが整備された部屋も示し、年度ごとにマーカーで色分けするなど分かりやすいように示すこと。

平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)）＜情報通信ネットワーク装置／専修学校関係＞に係る計画調書の提出要領

1 補助対象装置

社会や産業界の変化，急激な技術革新等に伴い必要とされる人材の養成に貢献する専修学校専門課程の教育に必要な情報通信ネットワーク装置で，次の要件を備えているもの。なお，情報通信ネットワーク装置を構成する個々の装置等の補助対象範囲は別表1のとおりとする。

- (1) 専修学校教育の水準の向上に寄与することが期待される質の高い装置であること。
- (2) 教育上の課題との関連で，当該装置の必要性が高く，その装置を導入することにより，教育の振興が期待できるものであること。
- (3) 平成24年度事業として整備が行われるとともに，文部科学省からの補助金内定日以降，当該会計年度内に契約締結のうえ，納入が完了され，かつ代金が支出されるものであること。
- (4) 光ケーブル等敷設工事費（ホストコンピュータ接続装置等の通信装置を含む。）が500万円以上であること。なお，リース契約による借り受けは補助対象外であること。また，中古品の購入等，特殊事情がある場合は事前に文部科学省に協議すること。
- (5) ホストコンピュータ等の装置本体が，前年度以前に整備されているもの又は平成24年度に整備がされるものであること。
- (6) 装置の維持運営及び管理するための体制が整備されていること。
- (7) 補助事業により取得した装置には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により，一定の処分制限期間が定められていることに留意すること。  
 （別紙「補助事業者等が補助事業により取得し，又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分制限期間（文部科学省告示第53号 平成14年3月25日）参照）

2 補助対象外経費

運送費，調整費，保守料，人件費，消耗品費に係る経費等

3 補助率

光ケーブル等の敷設工事費に要する経費の1／2以内

4 提出資料

- (1) 平成24年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)）＜情報通信ネットワーク装置／専修学校関係＞に係る計画調書（様式3-1）
- (2) 教員・生徒数調書（様式1-2）
- (3) 装置導入に伴う装置及び敷設工事の見積書（様式1-4），採択理由書（様式自由）
- (4) 定価表，装置のカタログ
- (5) 平成24年度資金収支予算書，平成21年度から平成23年度における資金収支決算書(様式1-5)，貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- (6) 装置の管理運営の組織図（様式自由）
- (7) 情報通信ネットワーク装置の概要（様式3-2）
- (8) 装置構成図（図面／様式自由）
- (9) 学校の平面図（様式自由）
- (10) 学則

※A4版で作成し，書類はすべてファイリングし，各資料別にインデックスを付すこと。  
 また，表紙には，補助金名，都道府県名，学校法人名，学校名を記入すること。

## 5 提出資料の記入の注意事項

### ■平成24年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))<情報通信ネットワーク装置/専修学校関係>に係る計画調書〔様式3-1〕■

- ① 装置名には、簡潔かつ適切な名称を付けること。
- ② 事業経費には1円単位まで記入することとし、補助希望額には千円単位(切り捨て)で記入すること。
- ③ 同種の装置の有無には、同種の装置がある場合は、今回整備しようとする理由と既存の装置との関係を明記すること。また、過去に当該補助金の交付を受けた装置の場合はその旨記入すること。
- ④ 通信装置明細、敷設工事明細には、1種別ごとにその内容を記入すること。また指定された枠に記入しきれない場合は、別紙として作成して差し支えない。

### ■見積書〔様式1-4〕、採択理由書■

- ① 原則として装置及び敷設工事費(工事期間が明記されたもの)について、3社以上の見積書(見積書の写しを提出する場合は、理事長が原本証明をすること)及び採択理由書を提出すること。なお、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。また、見積書作成を依頼する際には、装置の数量だけでなく性能も指定した仕様書を示すこと。
- ② 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きすること。

### ■定価表、装置のカタログ■

- ① 定価や規格など必要な部分のみを抜粋し、できるだけ枚数を少なくするとともに、該当部分にマーカーをする等見やすいように工夫すること。
- ② カタログに価格が掲載されていれば、それをもって定価表に替えることができる。
- ③ 計画書やカタログに記載されている情報通信ネットワーク装置にかかる専門用語や数式等については、その意味を解説した文面を付すこと。

### ■平成24年度資金収支予算書、平成21年度から平成23年度における資金収支決算書(様式1-5)、貸借対照表及び監事監査報告書の写し■

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点での案で作成すること。(決定次第、正式なものを早急に提出すること。)
- ② 様式1-5の件名は、「平成24年度資金収支予算書」、「平成23年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分(平成21年度から平成23年度分)を提出すること。

### ■情報通信ネットワーク装置の概要〔様式3-2〕■

装置の概要を分かりやすい表現で簡潔に記入すること。また、既に整備が完了しているものについて分かりやすく表示(今回整備するのものと色分けする等)するとともに、全体のシステム構成が分かるように図示すること。(指定された枠内に記入できない場合は、別紙として作成して差し支えない。)

### ■学校の平面図■

申請する装置が、学校のどの部屋(教室等)に整備されるか、平面図等を用い示すこと。また、過去に当該補助金の交付を受けた装置がある場合は、それらが整備された部屋も示し、年度ごとにマーカーで色分けするなど分かりやすいように示すこと。

## 情報通信ネットワーク装置の補助対象範囲

区 分		主 な 例 示
対 象	光ケーブル等の敷設工事	—
	通信装置	基幹ネットワークノード装置 ホストコンピュータ接続装置 プロトコル変換装置 キャンパス間接続装置 ターミナル 等
対象外	各種サーバ装置	電子メールサーバ ファイルサーバ プリンターサーバ 等
	その他	運送費，調整費，保守料，人件費， 消耗品費 に係る経費 等

平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)）＜耐震診断を含む耐震補強／専修学校関係＞に係る計画調書の提出要領

### 1. 補助対象工事等

- (1) 私立専修学校専門課程又は専修学校高等課程における耐震補強工事に必要な別表に掲げる経費であって、次の要件を備えているものとする。
  - ①新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された非木造建物（校舎，講堂，屋内運動場，生徒等の寄宿舎，食堂，課外活動施設及び学外研修施設（以下，教育施設等という。学校法人が法人部門として管理している建物を除く。))で，構造耐震指標（以下， $I_s$  値という。）がおおむね0.7に満たないこと，若しくは保有水平耐力に係る指数（以下， $q$  値という。）がおおむね1.0（又は $C_{tu}S_d$ 値がおおむね0.3）に満たないこと，又は $I_s$  値がおおむね1.0以下で，かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。木造建物においては， $I_w$  値1.1未満のもの。
  - ②ただし，補強後の当該非木造建物に係る $I_s$  値がおおむね0.7を超え，かつ $q$  値がおおむね1.0（又は $C_{tu}S_d$ 値がおおむね0.3）を超え，又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。木造建物においては， $I_w$  値1.1を超えること。
- (2) 耐震診断は，「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下，国土交通省告示という。）による。国土交通省告示に基づき建築物の各階の $I_s$  値又は $q$  値を計算するに当たり，地域係数「Z」は，次のいずれかの数値とすることができる。ただし，各計算には同一の数値を用いること。
  - (i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
  - (ii) 設置者の方針により採用する (i) を超える数値
- (3) 補助対象事業経費の下限額（1学校あたり（複数課程を有する場合は課程ごと））は専修学校専門課程においては1,000万円以上，専修学校高等課程においては400万円以上とする。なお，各学校の共用等による按分，補助対象外経費の除外等によって，1学校あたり（複数課程を有する場合は課程ごと）の補助対象事業経費が下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- (4) 補助対象実施設計費は補助対象工事費の1%を限度とする。

### 2. 補助対象外経費

- ①別表2に掲げる以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築，増床工事に係る経費
- ⑤耐震診断のみを行う事業に係る経費

### 3. 補助率

#### (1) 専修学校高等課程

- ① $I_s$  値0.3未満，若しくは $q$  値0.5未満（又は $C_{tusd}$ 値が0.15未満）， $I_w$  値0.7未満  
 … 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/2以内
- ②上記以外  
 … 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/3以内

(2) 専修学校専門課程

- ① I s 値 0.7 未満, 若しくは q 値 1.0 未満 (又は Ctusd 値がおおむね 0.3 未満),  
I w 値 1.1 未満  
… 耐震補強工事 (実施設計費を含む) 及び耐震診断に要する経費の  
合計の 1/2 以内

4. 複数の課程等を有する建物について

同一の建物の中に専門課程と高等課程, 一般課程等 (学校以外の施設を含む) を有する場合, 各課程ごとの面積 (※) で工事費を按分すること。又, 按分を行った場合は, その計算過程を資料として添付すること。

(※) 各課程等の専有する又は主として使用する部分の面積を当該課程の専有面積とし, その他の部分については, 原則として各課程の専有面積に応じて比例按分したものの合計。

5. 提出書類

- (1) 平成 24 年度私立学校施設整備費補助金 (私立学校教育研究装置等施設整備費 (私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)) <耐震診断を含む耐震補強/専修学校関係> 計画調書 (様式 4-1)
- (2) 耐震診断経費・実施設計費・各工事費の内訳 (様式 4-2)
- (3) 経費按分にかかる資料 (必要に応じて提出)
- (4) 採択理由書 (様式 4-3)
- (5) 耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見 (様式 4-4)
- (6) 耐震補強工事見積書 (様式自由)
- (7) 工事予定施設の計画図面 (配置図、立面図及び平面図) (様式自由)
- (8) 耐震診断書 (様式自由)
- (9) 耐震補強設計書 (様式自由)
- (10) 平成 24 年度資金収支予算書, 平成 21 年度から平成 23 年度における資金収支決算書 (様式 1-5), 貸借対照表及び監事監査報告書の写し

※A4版で作成し, 書類はすべてファイリングし, 各資料別にインデックスを付すこと。  
また, 表紙には, 補助金名, 都道府県名, 学校法人名, 学校名を記入すること。

## 6. 提出資料の記入の注意事項

### ■平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））＜耐震診断を含む耐震補強／専修学校関係＞計画調書〔様式4-1〕■

黄色で塗りつぶしたセルは、様式4-2を入力することにより、自動反映されるため、入力しないこと。

### ■耐震補強工事見積書、採択理由書〔様式4-3〕■

- ① 原則として3社以上の見積書（見積書の写しを提出する場合は、理事長が原本証明をすること）及び採択理由書を提出すること。
- ② 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きすること。

### ■耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見〔様式4-4〕■

- ① 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- ② 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる補強工事の内容、補強工事を行うことにより耐震性能がどのように向上するかについて、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- ③ 「改修前Is値等（最小値）」欄及び「改修後Is値等（最小値）」は、様式4-1のIs値等と一致させること。また、複数の棟をまとめて申請する場合は、最小となる棟のIs値を記入するとともに、他の棟については、本文中に補助を希望する棟ごとのIs値（最小値）を記載すること。なお、補助率が異なる場合は、棟ごとに申請をわけることが望ましい。

### ■耐震診断書及び耐震補強設計書■

耐震診断結果等について、概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカー等で線を引く等強調すること。耐震診断書及び耐震補強設計書が一体となっている場合は、1本で構わない。

### ■計画図面（配置図、立面図及び平面図）■

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、画面印刷等、資料が大部とならないよう工夫すること。

- ① 配置図：工事予定建物を明示すること
- ② 平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途がわかるように室名等を付すこと。なお、間仕切壁の位置の変更を伴う場合は、現状及び公示後の図面を提出すること。
- ③ 立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示すること。

### ■平成24年度資金収支予算書，平成21年度から平成23年度における資金収支決算書（様式1-5），貸借対照表及び監事監査報告書の写し■

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点での案で作成すること。（決定次第，正式なものを早急に提出すること。）
- ② 様式1-5の件名は、「平成24年度資金収支予算書」、「平成23年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書，貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分（平成21年度から平成23年度分）を提出すること。

## 耐震診断を含む耐震補強の補助対象範囲

経費区分	内 容	
耐震診断経費	<p>本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び補強計画策定に要する経費を対象とする。  (前々年度支出分まで対象とする。)</p> <p>実施設計経費と同一契約のため経費区分が困難である場合は、補助対象工事費(耐震診断経費及び実施設計費を除く。)の1%を実施設計経費として整理する。</p>	
工事費	工事区分	対象工事の範囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	① 耐震補強壁等設置部分 ② 連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③ 補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
	外装	① 一側面に耐震補強壁等が一箇所以上設置されれば、当該側面はすべて対象とする。 ② 耐震補強壁等は設置されないが、亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内装	① 耐震補強壁等が一箇所でも設置されれば、同一空間の床・壁・天井及び内装は対象とする。 ② 廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、その建物の廊下全面を同一空間として対象とする。 ③ 耐震補強壁装置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。
	照明器具の増設等	補強により、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする。
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	① 耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧は対象とする。 ② 耐震補強壁等接地面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等必然的に撤去、復旧する場合は対象とする。(他の位置への復旧を含む) ③ 耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
	防水工事の軽量化等	① 既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図る等の場合は対象とする。 ② 軽量化を図るための屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去は対象とする。
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	耐震性高架水槽への交換は対象とする。
	防火扉等の設置	① 建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回補強工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているものについては対象とする。 ② 防火扉等に関する制御装置は対象とする。
	設備関係の改造	① 補強工事に関連して必要となる設備関係の改造については、原則として同一空間内を対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。 ② 空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事(リース料)	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強建物等に隣接する倉庫等の撤去・復旧	補強工事施工上、撤去せざるを得ない場合については対象とする。
その他	特に必要と認められる工事は対象とする。	

## 政治資金規正法（抄）

（昭和23年法律第194号）

（寄附の質的制限）

### 第22条の3

国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～4（略）

5 何人も第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も第一項又は第二項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

## 私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分）の取扱に関する留意事項

私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分）（以下「補助金」という。）により取得し又は効用の増加した設備等の財産（以下「補助財産」という。）については、以下の点に留意の上、適切に取り扱うこと。

### 1. 取り扱いの基本的な考え方について

補助財産は、適正化法第22条、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱第27条及び私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第27条において、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意（※）をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこととされている。

#### ※「善良なる管理者の注意」

取引上において一般的・客観的に要求される程度の注意をしなければならないという注意義務のことを言い、本補助事業に当てはめた場合、例えば、補助金で整備した授業用パソコン端末について、①設置教室の使用後の施錠等紛失・盗難防止措置、②故障の場合の部品交換・修理の速やかな実施等補助目的どおり使用可能な状態に維持すること等が考えられる。

### 2. 補助財産の具体的な処分の取り扱いについて

補助財産の処分については、平成20年6月27日付け20文科高第262号文部科学省高等教育局長・生涯学習政策局長通知（以下「財産処分に係る通知」という。）により、その手続き等を示しているところであるが、その実施に当たっては、以下の点に留意すること。

#### （1）国庫納付金の算定方法

生涯学習政策局長通知の3（1）に定める国庫納付金は、次のとおり算定する。

##### ① 譲渡等の場合

$$\text{補助金額} \times \left[ 1 - \frac{\text{処分年度} - \text{整備年度}}{\text{財産処分制限期間}} \right] = \text{国庫納付金額}$$

※情報処理関係設備等については納入年月の翌月から処分年月までを月単位で算出。

##### ② 貸与等の場合

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{貸与等の期間}}{\text{財産処分制限期間}} = \text{国庫納付金額}$$

#### （2）財産処分の申請又は報告の時期

財産処分は、文部科学大臣の承認後、又は文部科学大臣への報告後でなければ処分が行えないことから、時間的余裕を持って計画的に手続きを行うこと。

#### （3）担保に関する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付されることを条件として承認するものであるから、事前に時間的余裕を持って文部科学省に相談すること。

(4) 財産処分制限期間及び財産処分承認申請単位に関する考え方

- ① 私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分）による補助財産は、当該補助財産を用いた授業を行う教室単位又は補助効果が現れる最小単位ごとに、例えば、校内LANの場合は、サーバから端末までの経路を合わせて1組として取り扱うものとする。
- ② ①の場合において、補助財産1組の取得価格が50万円以上の場合に係る処分制限期間は、平成13年度以降の補助財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」（平成14年3月25日文科科学省告示第53号）、それ以前の補助財産については、補助財産を整備した年度に適用された同一名称の告示において定める処分制限期間によるものとする。

※ 主な補助項目の財産処分制限期間

補助項目	平成12年度以前の補助金で整備	平成13年度以降の補助金で整備
パーソナルコンピュータ	6年	4年
サーバ	6年	5年
周辺機器類（ソフトウェアを含む。）	（本体の財産処分制限期間に依存）	
通信ケーブル・ハブ・ルータ	9年	9年

3. 補助財産の有効な活用について

補助財産は、その管理を適切に行い、補助金交付の目的に従って、有効な活用を図る必要がある。

また、補助金交付の目的に従って利用できなくなった場合であっても、必要に応じ財産処分承認申請を行った上で、その補助財産のさらなる活用を考慮することが望まれる。

(1) 補助財産の有効活用事例（財産処分承認申請を要する事例）

- ① 授業で利用できなくなったパソコンについて、自習スペースに移設し、生徒が調べ学習等で利用。
- ② 学校独自で新しい機器に更新したため授業で利用しなくなったパソコンについて、高等学校に貸与し利用。

(2) 補助財産の有効活用事例（財産処分承認申請を要しない事例）

- ① パソコンについて、補助目的である教育に十分活用した上で、当該教育を行う授業に支障のない範囲内で、一時的な教員の教材作成や、附帯事業等のための使用又は貸付け。（恒常的に使用等させる場合は、申請を要する。）
- ② パソコンについて、補助目的である授業に十分に活用した上で、当該授業に支障のない範囲内で、併設されている専修学校高等課程での授業に利用。

## (参考 1)

1. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)(抄)  
(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)(抄)

(処分を制限する財産)

第13条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合